

広島県消防広域化推進計画見直し検討資料作成業務仕様書

1 業務の目的

平成 30 年 3 月 30 日付け告示により改正された消防の広域化に係る基本指針及び消防の連携・協力の基本指針の趣旨を踏まえ、本県における将来の人口、年齢構成の推計、それに対応するために必要な消防力の推計を消防署所単位で行うとともに、広域化による組織・人員・出動体制等のメリット、緊急車両の出動範囲の変化による住民のメリット等を試算し、広島県が設置する「広島県消防広域化検討委員会」（以下「検討委員会」という。）における広島県消防広域化推進計画（平成 20 年 3 月策定。以下「現計画」という。）の見直し及び市町における消防の広域化、連携・協力の具体的な検討の基礎資料とする。

2 業務の期間

契約締結の日から平成 32 年 2 月 28 日まで。ただし、平成 31 年 8 月 30 日までに現計画の見直し方針を検討するための資料として速報を、平成 31 年 11 月 15 日までに現計画の見直しの素案を作成するための資料として結果概要を提出すること。

3 作成方法

県（県が調整し、市町又は各消防本部から提供される場合を含む）又は受託者自ら収集した資料を基に、仕様書及び県の指示に基づき作成する。

4 業務内容

（1）作成する資料

県が提供するデータ（各消防署所毎の組織、人員、消防車両、出動件数のデータ及び各消防本部毎の給与に関するデータ等）及び受託者において収集する各種公共のデータを用いて次の資料を作成すること。

ア 10 年後、20 年後の署所管内の人口と年齢構成の推計

イ アに応じた消防・救急需要の推計

ウ イと現状の消防・救急需要の比較、必要な消防力の推計

エ 消防の広域化（現計画の 5 ブロック、県内 1 ブロック、その他県が指示する 1 ケース）による人員配置と各ケースの人件費試算

オ エと現状の消防体制・人件費の比較（→組織運営上のメリット）

カ 広域化による消防・救急車両の出動範囲、種類・台数の種類等の変化によりメリットが生じる地域の抽出、住民数の試算（→住民のメリット）

なお、出動範囲等の変化により住民のメリットが大きい地域等については、5000～10000 分の 1 程度の図面上で図示すること。この場合の対象地域は、県が 5 地域程度の範囲内で指定する。

（2）調査の方法等

ア 用いるソフトは予め県に通知することとし、可能な限り特殊なソフトは用いないこと。また、できるだけ既存データを活用することとし、データの不足や取扱いについては

県と協議して対応すること。

イ 調査単位は県内の全ての署所とし、結果は署所のほか、県の指示により消防本部や市町の区域で整理すること。

ウ 広域化後の人員配置や出動車両の想定等は、受託者が素案を作成し、検討委員会及びそのもとに設ける検討会、県、消防本部等との議論を踏まえて設定するものとする。

エ 調査全般について、県のほか、検討委員会及び検討会の確認と指示を受けるものとする。

(3) 資料の形式・数量

ア 形式

各資料の図表とし、紙及びデータによる。

イ 数量

紙資料については、検討委員会（15人×3回）のほか、そのもとに設ける検討会（30人×3回）、事務担当者会議等（15人×6回）分の数量を目安とし、図面は原則としてカラー刷りとする。

なお、県が検討のために事前に必要とする資料については、その都度指示により提出するものとする。

(4) 検討委員会等への参加

受託者は、必要に応じ、県の指示により検討委員会、検討会、事務担当者会議等に出席し、受託業務に関する説明を行うものとする。